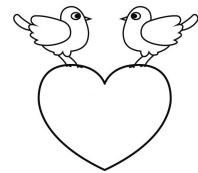


6年間保存版

P T A 規約

～第8版～

横浜市立黒須田小学校 P T A



全ては子どもたちのために

P T A活動とは保護者と教職員が協力し、子どもたちの生活の安全を守り、健全な成長を支えることを目的としています。

氏名	
----	--

横浜市立黒須田小学校PTA規約

第一章 名称

第 1 条 この会は、横浜市立黒須田小学校PTAといい、事務局を横浜市立黒須田小学校におきます。

第二章 目的

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力しながら、地域と共に、次代を担う子どもたちの幸福で健全な成長をはかることを目的とします。

第三章 活動方針

第 3 条 この会は常に子どもに視点をおき、活動して行きます。子どものプライバシーの尊重および人権への配慮は、いうまでもなく活動の基盤にあるべきです。同時に学校・学級運営が円滑に行われるよう保護者と教職員が協力して活動します。

第 4 条 この会は、他のいかなる団体の干渉も受けず、いかなる営利的、宗教的、政治的活動にも関与しません。また同時に学校の管理・人事に干渉しません。

第四章 会員

第 5 条 この会は、本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する校長および教職員を会員とします。

第五章 組織

第 6 条 この会は、次の組織により活動します。

1. 総会
2. 常任委員会（クラス委員会・校外委員会）
3. 役員会
4. 運営委員会
5. 特別委員会
6. 推薦委員会

第六章 総会

第 7 条 総会は、全会員で構成され、この会の最高の議決機関です。

- 第 8 条 (1) 定期総会は、年 1 回、年度初めに代表が召集し、開催されます。(書面総会等を含む)
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、代表が召集し開催されます。(書面総会等を含む)

第 9 条 総会は、全会員の 3 分の 1 以上の出席または議決権行使書（紙面や電子媒体等）の提出をもって成立します。(ただし、委任状を認めます。) 議事は、出席者または議決権行使書（紙面や電子媒体等）の過半数をもって決定します。

第 10 条 次の事項については、必ず総会で審議しなければなりません。

- (1) 活動計画および予算の決定
 - (2) 活動報告および決算の承認
 - (3) 規約の制定および改廃
 - (4) 運営委員会で制定・改廃された細則の承認
- ただし、議事内容は、開催日の 5 日前までに全会員に知らせなければなりません。

第七章 常任委員会

第 11 条 常任委員会には、次の委員会があります。

1. クラス委員会
2. 校外委員会

- 第 12 条 (1) クラス委員会は学級および学年相互の情報交換・連絡をすると共に、会員相互の交流を深めるための活動を行います。
- (2) 校外委員会は地区を基盤として児童の校外生活の安全を守り、その充実をはかります。

第 13 条 各委員会は互選により、委員長・副委員長を選びます。

第八章 役員および役員会

第 14 条 この会の役員は、次のとおりです。

代表 3 名（保護者）、書記 3 名（保護者 2、教職員 1）、
会計 2 名（保護者 1、教職員 1）

第 15 条 役員は、推薦委員会で候補者を推薦し、総会または書面等で承認、選出されます。書面での承認の場合は、全会員の 3 分の 1 以上の提出をもって成

立し、提出者の過半数をもって決定します。

役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で推薦し、総会または総会に準ずるもので承認を受けるものとします。

第16条 役員の任期は原則1年とします。再任を求める場合は通算2年を限度とします。ただし、教職員については、その限りではありません。

第17条 役員の任務は、次のとおりです。

(1) 代表

代表はこの会の代表として、会員の総意に基づいてこの回の目的の実現に努めます。

(2) 書記

総会、運営委員会、役員会の議事録を作成し、庶務を行います。

(3) 会計

この会の会計一切を正確に記録し、会計監査を受けた決算報告を定期総会において行います。

第18条 役員会は、この会の役員で構成され、次の職務を行います。

(1) 運営委員会の日時と議題の決定

(2) 各委員会との連絡調整

(3) 運営委員会から付託された事項の執行

(4) 他団体との連絡調整

(5) 地域との連携

第九章 運営委員会

第19条 運営委員会は役員、委員会の委員長・副委員長、および校長で構成され、この会の最高の執行機関です。

第20条 運営委員会の任務は、次のとおりです。

(1) 各委員会の活動計画の連絡調整

(2) 総会に提出する議案の作成

(3) 細則の制定および改廃

(4) 特別委員会の設置および解散

(5) 臨時総会の開催要請

第21条 運営委員会は、緊急を要する事項については、総会に代わって議決することができますが、次期総会において報告し、承認を得なければなりません。

第22条 運営委員会は、原則として毎月1回または代表が必要と認めたとき、および構成員の3分の1以上の要求があった時、開催されます。

第23条 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定します。

第24条 運営委員会は、必要と認めたとき、委員全体会を開催し、委員全員に出席要請をして審議を行うことができます。

第十章 特別委員会

- 第25条 (1) 特別の事項について必要のあるときは、運営委員会の決定により、特別委員会を設けることができます。
- (2) 本委員会を常任委員会と同等の扱いにするかどうかは、運営委員会に一任します。

第十一章 推薦委員会

第26条 この会の役員および会計監査の候補者を選出するため、推薦委員会をおきます。推薦委員会は1年から5年の各学級より保護者各1名、および学校より教職員1名で構成されます。必要に応じて役員会、ならびに運営委員会の協力を仰ぐこともできます。

第27条 推薦委員会は互選により、委員長・副委員長を選びます。

第十二章 会計

第28条 この会の会員は、月300円の会費を納めるものとします。現行の会費に変更が生じる場合は、総会で決定されます。

第29条 この会の経費は、会費およびその他の収入によってまかなわれます。

第30条 この会の会計は、総会において議決された予算によって行われ、決算は会計監査を経て総会の承認を得なければなりません。

第31条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わります。

第十三章 会計監査

第32条 この会の会計を監査するため、3名の会計監査をおきます。会計監査は年2回厳正に監査を行い、その結果を総会で報告します。

第33条 会計監査は、推薦委員会が運営委員会で翌年の候補者を推薦し、総会または書面等で承認、選出されます。書面での承認の場合、全会員の3分の1以上の提出をもって成立し、提出者の過半数をもって決定します。会計監査の任期は1年とし、再任は認めません。

第十四章 サークル

第34条 現PTA会員が5人以上集まり、運営委員会の承認を得ればPTAサークルを設立できます。所定の手続きの上、活動場所として校内を使用することができます。サークルは非営利目的とし、代表者をおき、自主運営をするものとします。サークルへの参加、脱退は、個人の意思で決定することができます。公序良俗に反する等、PTAとしてふさわしくない活動が認められた場合、運営委員会の決定によって、サークルの承認を取り消す場合があります。

第十五章 細則

第35条 この会の運営上、必要な場合は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て細則を定めることができます。細則の制定・改廃は次期総会に報告し、承認を得なければなりません。

第十六章 改正

第36条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成があれば改正することができます。

第十七章 付則

第37条 この規約は、2007年10月10日より施行されます。

改正履歴

2007年10月10日	初 版
2010年 3月10日	第2版
2011年 3月 9日	第3版
2015年 3月 6日	第4版
2017年 3月 3日	第5版
2020年 2月27日	第6版
2020年11月27日	第7版
2021年 4月28日	第8版